

中小企業者等事業継続緊急支援金 よくあるご質問 目次

1. 制度概要について

Q1-1	本支援金はどのような制度か？	P.50
Q1-2	支給対象者の要件は？	P.50
Q1-3	中小企業者とは？	P.51
Q1-4	どのような業種が対象となるか？	P.51
Q1-5	申請時点で営業を行っていない場合も申請できるか？	P.51
Q1-6	所得税の確定申告を行っていない場合も申請できるか？	P.51
Q1-7	「大企業」や「みなし大企業」も支援金の支給対象となるか？	P.52
Q1-8	中小企業基本法第2条第1項等に該当しない法人は対象となるか？	P.52
Q1-9	他の補助金との重複受給は可能か？	P.52
Q1-10	申請回数に制限はあるか？	P.52
Q1-11	個人事業主（フリーランス）は対象となるか？	P.52
Q1-12	雇用主との間で雇用契約を締結している労働者も申請できるか？	P.52
Q1-13	県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた支援金が支給されるか？	P.52

2. 売上減少要件の確認について

Q2-1	売上減少要件は満たしているがエネルギー上昇要件を満たしていない場合、申請は可能か？	P.53
Q2-2	新規創業等により申請時点で過去3年間の同月売上が存在しない場合も支給対象となるか？	P.53
Q2-3	白色申告の場合、対象月及び基準月の売上の計算方法は？	P.53
Q2-4	売上減少要件を確認できる書類とはどのようなものを準備すれば良いか？	P.53
Q2-5	確定申告書に税務署受領印がない場合は申請できるか？	P.53
Q2-6	個人事業主の不動産賃貸業に関する取扱いは？	P.54

3. エネルギー価格上昇要件の確認について

- | | | |
|------|---|------|
| Q3-1 | エネルギー上昇要件は満たしているが売上減少要件を満たしていない場合、申請は可能か？ | P.54 |
| Q3-2 | 宛名が無いレシート以外に証憑書類が無い場合の対応は？ | P.54 |
| Q3-3 | クレジットカードでの支払いは対象となるか？ | P.54 |

4. 申請方法・申請書類について

- | | | |
|------|---------------------------|------|
| Q4-1 | 申請にあたっての相談先はどこか？ | P.55 |
| Q4-2 | いつ、どのように申請すれば良いか？ | P.55 |
| Q4-3 | 申請書類はどこで入手できるか？ | P.55 |
| Q4-4 | 申請にあたってはどのような書類を準備すればよいか？ | P.56 |

5. 審査・支給について

- | | | |
|------|-------------------------|------|
| Q5-1 | 支給金はどのくらいの期間で支払われるか？ | P.58 |
| Q5-2 | 支給決定となった場合はどのように連絡があるか？ | P.58 |

6. その他

- | | | |
|------|--------------------|------|
| Q6-1 | 支援金は課税対象か？ | P.58 |
| Q6-2 | 県等が現地調査を行うことはあるのか？ | P.58 |
| Q6-3 | 不正支給をした場合はどうなるか？ | P.58 |

1. 制度概要について

Q1-1 本支援金はどのような制度か？

A. 新型コロナウイルス感染症の経済への影響が終息していない中、エネルギー類の価格高騰や円安等により、大きな影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギー類に係る経費の一部を支援することで事業の継続を図っていただくことを目的に支援金を支給するもの。

Q1-2 支給対象者の要件は？

A. 支給対象者は、次の①～⑩に全て該当する中小企業者であること。

- ① 岩手県内に本店所在地がある法人等、または県内に住所がある個人事業者等の中小企業者であること。
- ② 募集要項P. 3～4に定める対象業種を営む事業者であること。
- ③ 令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか一月の売上が過去3年間の中の任意の年の同月と比較して20%以上減少しているとともに、売上が減少した同月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加している者であること。
- ④ 申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- ⑤ 対象期間と比較する過去の任意の期間を含む確定申告を行っていること。
- ⑥ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑧ 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ⑨ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ⑩ 関係法令を遵守していること。

Q1-3 中小企業者とは？

A. 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による）をいいます（下記表のとおり）。

【中小企業要件表】

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 （下記に掲げる業種を除く）	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
うちソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業（宿泊業）	5,000万円以下	200人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下

Q1-4 どのような業種が対象となるか？

A. 募集要項P.3～4の対象業種一覧表に該当する業種を主たる業種として営む中小企業者を対象とします。

Q1-5 申請時点で営業を行っていない場合も申請できるか？

A. 本支援金の支給対象者の要件として、申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があることを確認していますので、申請時点で営業を行っていない場合は申請できません。

Q1-6 所得税の確定申告を行っていない場合も申請できるか？

A. 本支援金の支給対象者の要件として、対象期間と比較する過去の任意の期間を含む確定申告を行っていることとしておりますので、確定申告を行っていない場合は原則申請はできません。

ただし、何らかの理由により、確定申告を免除されている事業者にあっては、当該理由が合理的であり、確定申告書類と同等の書類を適切に作成していた時は、支給の対象とする場合があります。

Q1-7 「大企業」や「みなし大企業」も支援金の支給対象となるか？

A. 「大企業」や、「みなし大企業」は対象となりません。中小企業者（中小企業基本法第2条第1項等により規定された法人及び個人事業者）が対象となります。

（参考） みなし大企業に該当する法人

- ① 発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- ② 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

Q1-8 中小企業基本法第2条第1項等に該当しない法人は対象となるか？

A. その他の法人や組合、法人格のない社団等も、募集要項P.8の要件に該当し、中小企業者と同様の規模で営利事業を営み、その事業収入について決算や確定申告等を行っている場合は申請することができます。また、出資金等がない団体の場合は、従業員数で中小企業要件を判断します。（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人 等）

Q1-9 他の補助金との重複受給は可能か？

A. 本支援金は他の補助金との併給を可としています。併給する他の補助金等において禁止している場合もありますので、個別にご確認ください。

Q1-10 申請回数に制限はあるか？

A. **申請は1事業者1回のみ**です。
複数事業所がある場合でも、事業者単位の申請となりますのでご注意ください。
（参考→Q1-13）

Q1-11 個人事業主（フリーランス）は対象となるか？

A. フリーランスや主たる収入を「雑所得」・「給与」で確定申告した個人事業者は、事業実態を確認する資料により個別に判断します。
個人事業主の定義は募集要項P.9をご覧ください。

Q1-12 雇用主との間で雇用契約を締結している労働者も申請できるか？

A. 事業主が申請主体となりますので、個々の従業員は対象となりません。

Q1-13 県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた支援金が支給されるか？

A. 本支援金は事業者単位の支給であり、申請は1事業者1回のみです。よって**県内に複数事業所を持つ事業者であっても**1事業者あたり、法人等は15万円、個人事業者は7.5万円が上限となります。

2. 売上減少要件の確認について

Q2-1 売上減少要件は満たしているがエネルギー価格上昇要件を満たしていない場合、申請は可能か？

A. **売上減少要件、エネルギー価格上昇要件の両方を満たさない場合、申請することはできません。**

令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が過去3年間の中の任意の年の同月と比較して20%以上減少しているとともに、売上が減少した同月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加していることが必要です。

Q2-2 新規創業等により申請時点で過去3年間の同月売上が存在しない場合も支給対象となるか？

A. **令和4年3月2日から12月1日までの間に法人を設立または個人事業を開業した場合、設立または開業した年の任意の3か月間の売上の平均月額を売上減少要件の基準月の売上とした上で、その3か月に引き続き対象月の売上が、基準月の売上に比べて**20%以上減少**していることが確認できれば、特例を適用して要件を満たすこととします。**

※令和4年12月2日以降の開業の場合、対象期間と比較期間の4か月を確保できないため、本支援金の対象となりません。

Q2-3 白色申告の場合、対象月及び基準月の売上の計算方法は？

A. 基準年の月別の売上が確認できないことから、基準月を含む年（令和1年10月～令和4年3月までの任意の年の同月）の売上が年間の月数で割った平均月額と、対象月を含む年（令和4年10月～令和5年3月までの期間のうちいずれかの月）の売上が年間の月数で割った平均月額で比較します。

なお、確定申告期が到来していない令和5年の売上については、売上台帳等の任意の書類をもとに比較します。

また、月毎の日計表を作成し、白色申告の合計額とも合致している場合には、その集計表に記載してある月額を用いて比較することも可とします。

Q2-4 売上減少要件を確認できる書類とはどのようなものを準備すれば良いか？

A. 売上減少要件を確認するため、以下の書類の提出が必要です。

- ・基準月を含む年の売上台帳や売上データなど任意の売上確認資料の写し
- ・法人の場合は、比較する年の法人税確定申告書の写し、個人事業者の場合は、比較する年の所得税確定申告書の写し（税務署受領印等の記載が必要です。）

Q2-5 確定申告書に税務署受領印がない場合は申請できるか？

A. **申請できません。**

提出いただく確定申告書については、以下の①～③のいずれかの記載があることが必要です。

①電子申告日時等が記載されているもの

②税務署受領印があるもの

③電子申告受信通知があるもの（受信通知を別途添付）

※上記①～③のいずれかを満たさない場合には、申告期・申告年度に応じた「納税証明書」を添付してください。

（税務署で、納税証明書その2「法人税」又は「所得税及び復興特別所得税」を取得してください）

Q2-6 個人事業者の不動産賃貸業に関する取扱いは？

A. 個人事業者が不動産賃貸業として申請を行う場合は、主たる「事業」として行っていることを要件とします。その場合には、不動産所得用の青色申告決算書・（白色）収入内訳書が必要になります。

※不動産賃貸業であっても、物件の全てが同一代表者間による貸し付け（個人⇒法人／法人⇒個人）の場合は対象となりません。

※個人事業で他業種と並行して不動産賃貸業を行っていても、本支援金の申請業種に含めない場合には、比較する売上には不動産収入を含めません。

Q2-7 売上の20%減少について、小数点以下1桁を四捨五入してもよいですか？（19.9%→20%）

A. 小数点以下第1位まで求めた減収率が、20%以上であることが給付要件となります。（19.9%は対象となりません）

Q2-8 国の一時支援金や県の時短協力金等は、減収の算定において事業収入に含まれますか？

A. 通常の事業活動により発生する収入ではないものと認められることから、給付要件の判定にあたり減収の算定における事業収入には含まれません。

Q2-9 国・県・市町村の補助金は、減収の算定において事業収入に含まれますか？

A. 通常の事業活動により発生する収入ではないものと認められることから、給付要件の判定にあたり減収の算定における事業収入には含まれません。

Q2-10 事業収入には、持続か給付金や家賃支援給付金等は入りますか？

A. 国の持続化給付金、家賃支援給付金、その他新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する自治体独自の給付金の給付を受けた者については、事業収入の算定にあたり、これらの給付額を除きます。

3. エネルギー単価上昇要件の確認について

Q3-1 エネルギー単価上昇要件は満たしているが売上減少要件を満たしていない場合、申請は可能か？

A. **売上減少要件、エネルギー上昇要件の両方を満たさない場合、申請することはできません。**

令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか一月の売上が過去3年間の中の任意の年の同月と比較して20%以上減少しているとともに、売上が減少した同月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加していることが必要です。

Q3-2 宛先が無いレシート以外に証憑書類が無い場合は？

A. 宛先が無いレシート以外に証憑書類が無い場合は、そのレシートの写しをご提出ください。

この場合、当該レシート以外に提出できる証憑書類がないこと、申請者本人宛に発行されたものであることを証明していただくために、**レシートの写しの余白に申請者名を自署の上、提出してください。**

Q3-3 クレジットカードでの支払いは対象となるか？

A. 対象となります。

クレジットカード決済の場合は、**売上減少要件を満たした月に事業のために支払ったエネルギー料金の引き落とし完了後に申請を行ってください。**併せて、①エネルギー類の規格、単価及び購入量が分かる請求書等の写し、又は申請者名を自署したレシートの写し、②支払完了が確認できる書類の写しを添付してください。

なお、購入金額がクレジットカードの月額支払額に含まれる場合は、上記①、②のほかに③クレジットカード利用明細の写しも添付してください。

4.申請方法・申請書類について

Q4-1 申請にあたっての相談先はどこか？

- A. 以下の事務局へお電話でお問合せください。
中小企業者等事業継続緊急支援金事務局
電話番号：050-3646-9151
受付時間：午前9時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

Q4-2 いつ、どのように申請すれば良いか？

- A. 申請受付期限は**令和5年3月20日（月）から6月20日（火）**までです。
申請書類を商工団体に提出してください。

法人の場合：本店所在地の市町村にある商工団体（商工会議所または商工会）

個人の場合：確定申告書に記載している住所地にある商工団体（商工会議所または商工会）

※店舗が〇〇市にあっても、確定申告における住所が××町の場合、××町にある商工団体に申請。

Q4-3 申請書類はどこで入手できるか？

- A. 申請書類は、申請先の商工団体のホームページからダウンロードするか、当該商工団体の窓口にてお受け取りください。

Q4-4 申請にあたってはどのような書類を準備すれば良いか？

- 以下の申請書類を提出してください。
- 各書類に関する詳細は、それぞれ該当する提出書類一覧表（法人用または個人事業者用）をご覧ください。
- 支給後においても追加書類の提出及び説明を求められることがあります。
- 申請時の書類の記入には、ボールペンを使用してください。（消せるボールペンや鉛筆等は使用不可）
- **提出書類は全てA4サイズで準備してください。**

法人の場合

1	提出書類一覧表（法人用） ※個人事業者用と間違わないよう注意／書類の表に添付の上、提出してください。
2	【様式第1号】中小企業者等事業継続緊急支援金申請書兼請求書
3	【別紙1】支給要件確認表
4	【別紙2】誓約書（※要自署） ※㊞の記載を確認すること
5	●法人税確定申告書の写し
6	●法人事業概況説明書（2枚）の写し
7	●売上減少要件を満たすことが分かる書類 （売上台帳や売上データなど任意の売上確認資料の写し）
8	●エネルギー料金の支払いを確認できる書類（請求書・領収書等の写し） ・令和4年10月から令和5年3月までの任意の一月において、事業のため支払ったエネルギーの料金を証明できる書類（請求書、領収書のほか、契約内容や請求情報が確認できるマイページの写しなど）。 ・請求書・領収書等の名義が、申請者名と一致しているものであること。一致していない場合は、その理由を記載してください。 ・請求書・領収書等がない場合は、以下のいずれかの書類を提出してください。 ①申請者名・住所・使用月などが分かる検針票の写し ②口座振替が分かる通帳の写し
9	●8で選択した対象月に対応する前年同月のエネルギー料金の支払いが確認できる書類（請求書・領収書等の写し）（任意） ・電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、 <u>重油</u> 以外のエネルギーを使用して申請する場合に提出が必要です。
10	●履歴事項全部証明書の写し
11	●振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し

個人事業者の場合

1	提出書類一覧（個人事業者用） ※法人用と間違わないよう注意／書類の表に添付の上、提出してください。
2	【様式第1号】中小企業者等事業継続緊急支援金申請書兼請求書
3	【別紙1】支給要件確認表
4	【別紙2】誓約書（要自署） ※☐の記載を確認すること
5	●所得税確定申告書の写し
6	●青色申告書（1～2枚） または収支内訳書（1～2枚）の写し
※5～7 基準月、対象月の申告状況に応じて必要な書類を準備してください。P.9参照	
7	●売上減少要件を確認できる書類の写し （本年の売上台帳や売上データなど任意の売上確認資料の写し）
8	●エネルギー料金の支払いを確認できる書類（請求書・領収書等の写し） ・令和4年10月から令和5年3月までの任意の1月において、事業のために支払ったエネルギーの料金を証明できる書類（請求書、領収書のほか、契約内容や請求情報が確認できるマイページの写しなど）。 ・請求書・領収書等の名義が、申請者名と一致しているものであること。一致していない場合は、その理由を記載してください。 ・請求書・領収書等がない場合は、以下のいずれかの書類を提出してください。 ①申請者名・住所・使用月などが分かる検針票の写し ②口座振替が分かる通帳の写し
9	●8で選択した対象月に対応する前年同月のエネルギー料金の支払いが確認できる書類（請求書・領収書等の写し）（任意） ・電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油 <u>以外</u> のエネルギーを使用して申請する場合に提出が必要です。
10	●本人確認書類（運転免許証／健康保険証／マイナンバーカード(表面)等）の写し ※いずれかひとつ ※令和5年6月20日まで有効のものをご提出ください。 ※フリーランスや、主たる収入を「雑所得」・「給与」で確定申告した個人事業者の場合は、健康保険証をご提出ください。(P.6参照)
11	【要件】振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し

※市町村民税・県民税申告のみの場合は、5に代えて「市町村民税・県民税申告書」の提出
 ※6がない場合は、「月別売上表」等の提出が必要
 ※「雑所得」「給与所得」の場合は、6に代えて「月別売上表」等の提出が必要

5.審査・支給について

Q5-1 支援金は申請後すぐに支払われるか？

- A. 支援金はできる限り早期に支給できるよう努めておりますが、申請の受付状況等によっては時間を要する場合があります。また、**申請書類が整ってから支給まで1か月以上を要します**。なお、支給時期についての個別のお問い合わせについては一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

Q5-2 支給決定となった場合はどのように連絡があるか？

- A. 審査の結果、支援金を支給する旨を決定したときは、後日、通知いたします。
なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示します。

6.その他

Q6-1 支援金は課税対象か？

- A. **本支援金は課税対象となります**。会計処理に当たっては、支援金収入を他の収入と区別できるようにしてください。

Q6-2 県等が現地調査を行うことはあるのか？

- A. 必要に応じて商工団体や県が申請内容（営業実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。その場合、申請者は商工団体や県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

Q6-3 不正受給をした場合はどうなるか？

- A. **不正受給は犯罪です。警察当局と連携し、厳正に対処します。**
また、支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。この場合、申請者は商工団体に支援金を返金するとともに、加算金や期限までに納付しなかった場合には延滞金をお支払いいただくこともありますので、ご承知おきください。